

令和2年4月15日

こども園あつぷる保護者様

びわこ学院大学附属こども園あつぷる

園長 池之内 理恵

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の延長について

平素は、こども園あつぷるの運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休園及び自粛となり御迷惑をおかけしておりますが、全国でも保育所において感染の確認がされ、日々感染者が増加していることから、休園・自粛期間を延長します。本園では安心・安全に保育ができるよう職員が一丸となり感染防止に努めておりますが、幼児施設での感染を防ぐことは容易ではないことを御理解いただき、感染拡大防止について、再度職場と調整をしていただき、できる限り家庭で保育をしてください。

なお、登園自粛に伴う4月分の給食費及び0、1、2歳児の保育料については下記のとおりとさせていただきます。

### 記

○休園・自粛期間 令和2年4月21日(火)から令和2年5月6日(水)まで

ただし、令和2年4月30日(木)と令和2年5月1日(金)は希望保育とします。給食はありません。どうしても都合がつかず希望される方は4月24日(金)までに申し出てください。

- ・1号認定児・・・**休園**
- ・2・3号認定児・・・**登園自粛(下記にあてはまる方は登園を控えてください)**
  - ・ご自宅に一人でも大人がおられ、保育が可能な方
  - ・祖父母など、保育の協力が得られる方
  - ・本人やご家族に発熱や風邪の症状などがある方

○4月分の給食費について

- 3・4・5歳児 給食を食べた日数が9日以内の方・・・1食300円
- 給食を食べた日数が10日以上の方・・・全額徴収

○0・1・2歳児の4月分保育料について

4月9日(木)以降に自粛された場合、自粛期間に応じて保育料を減額し、減額が生じた場合は6月以降に調整します。なお、5月以降の保育料を減額する場合は、後日連絡します。

○4月入所決定児に係る育児休業復帰時期の延長について

従来は、5月5日までに育児休業を復帰されることが必要ですが、今回新型コロナウイルスにより育児休業復帰時期の延長を就労先に要請された人は、7月6日(月)までの復帰であれば在籍を可能とします。ただし、育休復帰までの期間は、家庭での保育をお願いします。

以上

※期間等、今後の状況により変更することがありますのでご了承ください。